
令和2年大和町議会3月定例会議会議録

令和2年3月5日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議会事務局 次 長	野 田 美沙子
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大須賀 啓君及び17番中川久男君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

一般質問に入る前に、昨日に引き続き今回の定例会議に限り、町長に対しての再質問の答弁につきまして、自席での答弁を認めます。

なお、執行部におきましても、町長に代わっての答弁においては、町長が自席で答弁する場合は自席での答弁をするようお願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。

10番今野善行君。

10 番 (今野善行君)

おはようございます。よろしく申し上げます。

本日、2件一般質問をさせていただきます。

1件目ではありますが、吉岡西部地区の開発を急げということでございます。

吉岡西部地区の開発については、平成8年に土地区画整理組合設立準備委員会が設立されたが、経済不況などの理由で採択されなかった。また、29年3月定例会で改正農村地域工業等導入促進法に基づいた開発を促進すべく質問をいたしました。進展が見られなかったという状況にありました。

その後、第7回の仙塩広域都市計画の見直しで市街化区域に編入され、計画では土地区画整理組合を施行者としているが、地権者も多いことや代替わり等で地権者の合意に向けた協議が進んでいないというふうになっております。

そこで1点目、事業が進展しない理由は何か。また、これまでの地権者等との協議の状況は。

2点目、土地区画整理法上、土地区画整理事業の施行者には個人、土地区画整理組合、地方公共団体などが規定されております。本町が施行者となって進める考えはないのか。

3点目、町が施行者として取り組む場合は、都市計画事業として行うこととされているが、課題となっている県道大衡仙台線の延伸の促進や、相次ぐ豪雨により被災している大和警察署や黒川消防署の移転を急ぐ報道もあり、積極的な誘致にもつながると思うがどうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

また、議会の皆さんには、配慮を大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの今野議員のご質問でございます。

初めに、吉岡西部地区の開発につきまして、事業が進展しない理由は何か。また、これまでの地権者等との協議の状況はでございます。

吉岡西部地区は、平成8年の土地区画整理組合設立準備委員会の設立以降、事業化に向けて活動を行ってまいりましたが、平成16年の清算総会で事業休止が決定され、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、このことにつきましては、以下都市計画区域マスタープランという表現にいたしますが、この方針の第6回定期見直

しにおきまして、区域除外となったものでございます。

設立準備委員会清算総会以降は、区画整理事業に関連しました情報の共有等を図るため、年に1回から2回程度の勉強会を役員の方々と開催してきたところであり、平成26年には次期見直しに向けた地権者の意向調査を行い、その結果、区画整理事業の実施については賛同を頂いたところですが、現役員の高齢化等による体制の整備が課題となっております。

このように、地権者の皆様は区画整理事業の事業化に向けた意向はあるものの、事業が休止となった経緯や検討期間の長期化などによりまして、より慎重な姿勢になっていることが要因ではないかと感じております。

次に、2要旨目の土地区画整理法上、土地区画整理事業の施行者には個人、土地区画整理組合、地方公共団体、これは市町村でございますが、この公共団体などが規定されている。本町が施行者となって進める考えはについてでございます。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては、吉岡西部地区の地権者を対象としました平成26年の意向調査の結果や大和町都市計画マスタープランへの位置づけ等、吉岡西部地区の整備は本町都市計画の重要課題の一つであります。

町ではその実現に向け、宮城県と協議を重ねておりましたところ、宮城県からは事業化の実現に向けては事業区域の面積が広大であるとの理由から区域の見直しが求められ、事業区域を3分割にし、1区画ごとに具体化した時点で編入要望を行うこととし、平成30年の第7回都市計画区域マスタープラン定期見直しで再度一般保留地区に位置づけされたところです。

現都市計画区域マスタープランの計画期間は、おおむね5年から7年間の計画期間とされており、この期間内に区画整理事業の立ち上げと保留解除に向けた具体的な方策の提示ができない場合、今計画同様、一般保留地区としての位置づけは将来の人口減少等が懸念されている現状では、非常に厳しい状況であるとの宮城県からの指導がございました。

早期に組合施行に向けた具体策を打ち出す必要がございましたが、役員会や地権者総会等での意見は、期間の長期化による役員の高齢化等もあり、実務を担当する役員等を一新する必要があるなど、事業化に向けては賛成としつつも慎重な姿勢が見受けられ、組合施行による早期の事業化は難しい状況であると認識をいたしました。

以上を踏まえまして、吉岡西部地区の土地区画整理事業につきましては、町が地方公共団体施行によります事業の実施に向け、関係地権者の協力も得ながら一体となって事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3要旨目の町が施行者として取り組む場合は都市計画事業として行うとされているが、課題となっている県道大衡仙台線の延伸の促進や、相次ぐ豪雨により被災している大和警察署や黒川消防署の移転を急ぐ報道もあり、積極的な誘致にもつながると思うがどうかについてであります。

地方公共団体施行の場合には、議員ご指摘とおり、都市計画事業としての事業計画の縦覧、意見書提出の機会は設けられているものの、関係権利者の同意の割合等につきましては許可の要件とされていないなどの違いがございますが、認可の要件とは別に事業を実施する上におきましては、地方公共団体施行におきましても土地利用等に関しては地権者の方々からの理解を十分に得るなどの手続は必要であると考えております。

県道大衡仙台線につきましては、宮床工区が令和2年度完成に向け、現在、宮城県仙台土木事務所におきまして工事が実施されており、今後はその延伸計画が本町のみならず重大な関心事となっておりますので、本町といたしましては、宮城県により具体的な事業計画を打ち出していただくためにも、吉岡西部地区の区画整理事業の早期事業化に向けた動きは大変重要であると考えております。

また、施設の老朽化や台風等により被災を受けました大和警察署等の移転につきましては、それぞれの管理者によりまして事業計画等がございますので、その推移を注視しながら万全を尽くす考えでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

10 番 （今野善行君）

1点目の関係であります。これにつきましては過般の全員協議会でもある程度これまでの経緯について説明を頂いたところでございます。そういう意味で状況については理解をしたところでございます。

ただ、再質問として、役員の方々のお話合いの場面が答弁の中にあるんですが、この役員の方々というのは清算総会をして、その役員の方は存続しているのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役員の方々ということでございますが、役員につきましては、当初地権者会と申しますか、それについては一旦清算をしております。そうした形でございますので、その清算会としての役員ということではなくなっております。ただ、世話人という形でしょうか、そういった形で清算会が終わった後にも勉強会をしてきたということをお願いしておりますが、その役員の方々がそのまま世話人というような形で残られて、そしてこれまで継続してやってきた経緯がございます。そういった形でやってこられましたので、前の役員の方々はそのまま来ていたということでありまして、その方々につきましていろいろ高齢化の問題とかそういったご意見があるということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

後見役員とかと書いてありますので、清算総会が終わってから15年ほど既に経過している中で、その中にはお亡くなりになったり、あるいは健康でなくなった方なりがいたりしたのではないかなというふうに思ったものですから伺ったところでございます。

そういう意味で、これまでのご尽力に敬意を表したいというふうに思いますし、今後の取組がこれからというふうになるかというふうに思います。

2点目でございますが、この町が事業主体として実施するという点については、整理組合法上第3条に施行者になる規定があつて、6種類相当が規定されているようにございます。

その中で町が事業主体と申しますか、施行者としてやる場合のメリットとかデメリットというのはどういうふうにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メリット・デメリットということですが、こういった事業を進めるに当たりましては、地権者側の方々の同意が一番大切なわけですが、その取りまとめるに当たっての課題につきまして、資金の問題とかそういったものが当然ございます。そういった中で、地権者の方々がその同意を、全部それに賛同するに当たってのものについて、公共という形でやる、もしそうなった場合は地権者の方々の一定の安定が、安心かといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったものがあるのではないかと。

あと、やることは全て同じでございますので、事業につきまして、公共がやったから事務的な量が少なくなるとか、それはないところでございますけれども、そういった中でありますけれども、そのまとめる部分で町がやるということになった場合に、事務局の関係とかそういったものにつきましても町が中心になってやっていくということになりますので、そういったものについての効率的な進行ができるのではないかとというふうな思いがございます。

デメリットでございますけれども、こういったものについては町がやってもどこがやっても同じだと思いますけれども、要するに区画整理の場合には保留地を処分して初めて清算という形になりますので、その土地の清算をできるだけ早く、清算といいますか処分といいますか、そういったことをやっていかなければいけないということになります。

そういったことで、これが延びますと、結局は町でやっているということは住民の皆様方の事業にもなりますので、そういった形での長期になったことによる金利とかそういったことも出てきましようし、そういったものにつきましては町民の方々にもご心配とかそういったものをかけることが出てくることもあるのではないかとというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

10 番 （今野善行君）

このことについて、ちょっといろいろ調べたくて会派として国のほうに国交省の担当者の話を聞いてきた経緯があるんですが、その場で、地公体がやるとどうしても期間が長くなるというお話を伺ってきました。

長くなる原因とは何なのかということで、それから、町でやる場合に土地区画整理

事業を指導する機関といいますか、そういう団体かどうか分かりませんが、そういうところがあるようでありませぬけれども、そういう場合はそういうところに委託するとかというのはあり得るんでせうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

期間が長くなるということでございますけれども、これについてはちょっと私、役所の一般論で言ってますが、のんびりしているとかそういったことがあってということなんでしょう。長くなるということについては、あまり私は考えて……。公でやるから民であるからということの差はないというふうに私は思っているんですけども、その辺は緊張感を持って進めていかなければいけないということではないかというふうに思います。

それから、進めるに当たっては公が入るわけでございますが、やはり専門的なコンサルといいますか、そういった方々のご協力、専門的な分野がたくさんありますので、そういった事業者といいますか、そういった方に入ってもらっての進めということになるのではないかとこのように思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

そういう意味で、答弁書にありましたように、5年ないし7年という、ある意味縛りがあるようでありますので、どんどん進めていく必要があるのかなというふうな思いがありますので、ぜひその辺は含めて進めていただければというふうに思います。

ちょっと移りまして3点目なんですけど、3点目について一応お伺いしたいと思えます。

2点目との兼ね合いもあるんですけど、町でやる場合に、いろんな国の補助制度があるというふうな話を聞いてきたんですけど、そういった補助についての制度といいますか、そういうのはどういうものがあるか調べていますんでせうか。

町 長 （浅野 元君）

補助制度は当然ありまして、そういったものは当然活用していくところになります。
具体には都市建設課長からご説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、今野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

土地区画整理事業で公共事業で施行する場合、公共、大抵の場合ですと、今回この区域の中には都市計画道路も入っております。それらと一体となってやった場合にその事業費の補助助成というような事業もございまして、単独でやる場合もございまして、その辺の割合等もありますので、その辺は実施になった場合には研究してまいりたいというふうには考えてございまして、そういった対応の仕方というのにはございまして。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

今のお話の中で、伺ってきたのは社会資本整備事業というのがあって、都市計画事業である場合にはそういう補助金があるということなんですね。ちょっとそのほかに調べてみたんですが、都市再生区画整理事業というのがありまして、これはたまたま大きな災害を大和町で受けてきているんですけども、その大規模災害により被災した場合、市街地の都市基盤整備と街区の再編を行うような場合に都市再生区画整理事業に関するこの補助金、そういうのがありまして、そういうのも使えないものかとか、大規模災害として今回激甚災害になっているわけでもありますので、早めにそういうものに手を挙げるといいますか要望したほうがいいのかというふうな思いがちょっとあったものですから、ぜひその辺も含めて検討いただければいいかなあというふうに思います。

それからもう一点は、これはちょっと難しいところなんですか、まちづくり交付金というのがあるようでありまして、この整理事業の中でやる場合に、個性あるまちづ

くりをするというような場合にそういったような交付金もあるようでありまして、財源のお話になるわけですが、それらも含めて、事業実施に当たっては事前に調べて対応できればというふうに思いますので、検討をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、先ほどもありましたが、県道仙台大衡線があつて、それが区域の中に入っているというふうには見ているわけでありまして、そのことによってあそここの曲がったところからほとんど真つすぐという格好になるんだと思うんですけども、そうなった場合に、あそこは県道と、それから国道457、これが重なる形になるんだらうというふうに思うんでありますけれども、そのことによって国なり県なりの、例えば県なりが事業をやったときに町の負担金というのがありますよね。逆に町が事業主体でやったときに、そういった部類、道路に関して県なり国のそういった負担金があるものなのかどうかちょっとお伺いしたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった負担金につきましては、工事の中で都市計画道路とかそういったものになってくるわけでございますので、そういうところについてはすみ分けをやった中で負担金は当然出てくるという、負担金といいますか、こちらだけではなくて県のほうの事業でやると、取り組むということになります。詳しくは課長をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、今野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

区域内に道路等があった場合についてのその区画整理事業地内になった場合のその設置費用につきましては、管理者に対しまして、協議が必要な形になりますが、公共施設管理者負担金というような形の名目でございまして、そちらで管理者への負担を求めることができることになってございますので、そういった協議も一緒に今度はしていく形になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

10 番 （今野善行君）

そういうものがあって事業を進めるということだと思いますので、地権者も含めて、できるだけそういう言ってみれば手出しが少なくなるような仕組みと、それから最終的には保留地処分と清算をするということになるんだろうと思いますので、ぜひその辺も含めて全体の事業計画に反映していただければというふうに思います。

これ、ちょっといつの資料だか分かんないんですけども、一般的な土地区画整理事業の財源構成ということであるんですけども、地方公共団体が施行した場合には、補助対象というのが大体36%、平均的なお話だと思うんですが、なっているようであります。それから保留地処分金、これが20%ぐらいということであります。あと公共施設管理者負担金というのが4%、あとその他ということになっているようであります。いずれ最終的にはそういうようなこともあると思いますので、財源構成も含めて具体的な実施に向けてお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点なんですが、今回、先ほど区域を3分割して編入がお受けになったという話であります。残りの部分、今回29.8ヘクタール、残りが28ヘクタール余りになるわけですけども、この辺の将来を見据えた対応も必要なのかなというふうな思いがあるんですが、要するにその道路が完成すればその辺もさらに発展的に開発に向けてやっていけるのではないかなあというふうな思いがちょっとあります。

地域の産業興しということで、先ほど申し上げましたけれども、以前に農村地域の工業導入、今、産業と言っているようになりますが、その産業の誘致についてもいろいろ条件があるようではありますが、地域の雇用も含めてその事業で開発することも可能なのかなあというふうな思いもありますので、将来に向けて西部、吉田からすれば東側になるんですか、それらも開発に向けた対応も含めて将来像を描いていく必要があるのかというふうに思いますので、この辺の残った部分の対応、どのように、何かお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず様々な補助金、交付金等につきましては、現在もやっておりますが、そういったことをしっかりやって、できるだけ持ち出しのないような形、また皆さんの負担のないような形でやっていくということで考えておりますし、これらの研究をしながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、将来的な話ということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、A B Cといたしますか3つの工区に今回分けたところでございます。この指導につきましては県の指導があったところでございますが、面積についてはあまり大き過ぎるということとか、今後の将来の動向を見極めてということの中の3分割であります。

その中で、まずAがうまくいけば次ですよという考え方は当然あるわけでございますので、まずは今からやるものにつきまして、そういった早期の事業着工、そして完成、解散といたしますか、そういったものがまず第一だというふうに思っております。

これが長引けばそちらをやっていいんですかとかという話に、当然そういったマスタープランの見直しの中でもそういった話が出てまいりますので、3つの計画というのは当然町として頭に入っているわけでございまして、そこを見据えてはいきますけれども、まずは今、今度始まる場所をしっかりと取り組んで、そしていい事業に取り組んで、そして完成をさせていきたいというふうに思っております。

そして、その次には当然その次のことという段階で、今度仙台大衡線がちょうど一番当町の西側につく感じになりますので、お話のとおり吉田の東側というんですか、そちらについても大きな期待ができるエリアにはなってくるというふうに思っておりますが、いずれにしましても今回始める部分の動向といたしますか、こういったことが大切になってくるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

それらも含めて将来に向けた対応も踏まえた進め方をお願いできればというふうに思います。

いわゆるこの事業については、さっき申し上げた農村地域への産業の導入の促進に関する法律に基づいた開発については、当然人口フレームとか、あるいは産業なり事業フレームといたしますか、そういうのも含めての許認可になるようでありますので、いろいろな経済情勢とかにもよるかというふうに思いますけれども、その事業につい

ては地域の雇用につながる事業にもなっていますので、地域の方が近くで勤められるという、そういう場にもなればなというふうな思いもありますので、ぜひ含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

以上で1件目の質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

じゃあ、2件目をお願いします。

10 番 (今野善行君)

それでは、2件目であります。

小規模小学校の今後の児童数の推移と減少対策についてということですが、旧村地域の小学校は年々児童数が減少する中、文部科学省が2015年1月に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引を発表し、小規模校の統廃合を促すものと言われております。小学校の存続は学校を拠点とした地域住民、保護者相互のコミュニティの場として機能が果たせることにつながるものと思います。

ここではさらなる児童数の減少対策として、以下についてお伺いをします。

1点目、本町では児童数減少対策の一つとして、子育て支援住宅の整備が進められているところであります。各小学校の今後の児童数の推移から見て、既定している複式学級の解消となると考えるか。

2点目、児童数減少に伴う各小学校の未来を考える上で、小規模特認校制度の導入により入学・転入学する児童が増え、学年ごとの単級編成にもつながると思いますが、検討するお考えはないかと。

3点目、小規模特認校制度を導入するとした場合、どのような課題があるのか。

以上、お伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。

それでは、今野議員さんの小規模小学校の今後の児童数推移と減少対策についてお答えをいたします。

1 要旨目の子育て支援住宅の整備による複式学級の解消であります。今年度、鶴巣地区8戸と吉田地区3戸の住宅が竣工し、入居者が決定しております。その中には、吉田地区で来年度新小学1年生が2名、入学予定児童が4名から6名と、少しではありますが増加となりました。2月18日現在では、その2名を含めて吉田地区で4名の児童、鶴巣地区では1名の児童の入居が決定しております。

令和2年度の複式学級につきましては、宮床、吉田及び落合小学校で生じる見込みであり、今回の子育て支援住宅入居による複式学級解消は実現できておりません。

しかしながら、今後施工される宮床地区での10戸程度の敷地分譲、落合地区での16戸の募集、さらに鶴巣地区での継続募集による入居状況によっては複式学級解消の見込みはあると思っております。

2 要旨目でございますが、昨日の千坂議員の一般質問でもお答えしましたが、教育委員会では小規模特認校制度の導入について調査研究を行っており、実施へ向けての具体策の検討段階に入っております。

3 要旨目の導入する場合の課題であります。県内で実施している自治体の教育委員会への聞き取りでは、特認校としての特色ある内容を周知することがほぼ共通の課題であることが分かっております。

いかに魅力的で特色ある教育を行うか、そしてそれをどのように保護者や子供たちに周知していくか検討が必要だと考えております。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)
今野善行君。

10番 (今野善行君)

この小規模校対策であります。今回取り上げた理由なんですけれども、ここで小規模学校とか複式学級、そのよしあしを議論したいという話ではなくて、要するにそれぞれの小規模校、あるいはその複式学級のよさも十分にあるというふうに思っておりますし、それから自分の経験からも小規模校のよさといいますか、そういう部分では伸び伸びとした学びの場になっているとか、あるいは運動会とか、昔は学芸会と言ったんですけど、そういう場で保護者はもちろんですけども、地域の方々も参加して学校の行事をやってきたという、そういう経験もありますので、そういう意味では地域のコミュニティーの場にもなっておりますし、そういう意味で小規模校のよさを十分理解した上での質問でございます。

そこで、一つは学級編制をどうするかということなんだろうというふうに思いますけれども、義務標準法というのがあるようでありますが、これは1学級40人を標準とするという規定があるようでございます。

それからもう一つは、学級編制の原則については同学年の児童で編成するというのがありまして、複式学級については例外扱いになっているようでございます。その場合に、数学年の児童で編成することができるというふうに、ご存じかと思えますけど、なっているということで、このことからすると教育委員会の裁量権といいますか、その中で学級編制とか学校のクラス編成とかそういうことができるようになっているんだろうなというふうにちょっと読んだんですけども、その辺はどうなんですか。その辺の理解でよろしいんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

裁量という場合、これは文科省とのいろんな調整があると思うんですが、現実的には、例えば町で教員を雇用するといった場合、単年度雇用になるとか、あるいは雇用した方が例えば教員としての資質、能力等について課題があるないということ、たくさん課題があるんですね。それから、学級編制の違いによって今年は教員が何名必要だ、来年は過員解消ということで教員は2名必要なくなったということなどでいろんな異動があります。そのために、県のほうで大体10月以降から学級編制についてはいろんな調査をしながら、県内で県での採用人数を考えながら次年度の採用に向けての準備をして、そして各市町村遺漏なく自治体で運用できるようにやっておりますので、現段階ではやはり国の標準法を基にした形のほうが望ましいだろうというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

そういう意味ではなかなか独自の判断でできるという部分もあるけれども、難しい部分もあるという話かというふうに思います。

さっき申し上げたように、小規模校なりそういう複式学級のよさをどう生かしていくかというのもまたあるんだろうというふうに思います。

これもいろいろネットで調べたんですけども、小規模校のよさといいますか、なぜか分からないですが、WHO（世界保健機関）のほうで、小学校の場合の児童数の数、これが100人程度が適正規模だという報告があるんですね。100人規模というと1クラス20人ぐらいの小学校でということなんで、それが最も教育効果が高い規模だという報告があるようなんですね。そういう意味で、非常に小規模校のよさという部分で、結局千坂議員のときのお話にもあったんですけども、そのよさをどうPRしていくかというところが重要なのかなというふうにちょっと思ったところであります。

そういった規模の功罪といいますか、そういう部分で、これはアメリカの社会学者という方ですけども、小規模校ほど教育効果が高いということを実証したという報告をしているんですね。この方はジェームズ・コールマンという方みたいなんですけれども、なぜそうなのかというと、小さな学校ほど子供の学校への帰属意識や愛着が強くなり、学習態度も能動的になることが実証され、利点として高く評価しているということを確認したということで報告がされているようであります。

そういう意味で、その後の質問にも関わるわけでありますけれども、そういった部分も含めて小規模特認校制度を導入して、入学・転入する児童を増やしていく。少なくとも、さっき申し上げた話で、増やしていても1学年20人程度になるような学校構成になればいいかなあというのを期待するところでございますけれども、そういう部分を児童とか保護者がある程度理解していただかないとなかなか寄ってこないという部分もあると思いますので、いわゆる学校選択制の一方法として、その辺の対応について、これまで総合教育会議ってありますよね。町長部局になると思うんですが、これについてその総合教育会議のほうで話し合いといいますか、協議みたいなのがあったのかどうかお伺いしたいなあと思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えしたいと思います。

その内容につきましては、まずは教育委員会がございますので、教育委員さん方のお話はさせてもらっております。そのことについては、町長さんのほうにもお伝え

しながらおりますので、町当局と一緒に考えているという考えでおります。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

ぜひその辺も含めて、この段階で申し上げるのはあれなんですけれども、令和7年度までの小規模といいますか、旧村地域の小学校の状況を見ますと、吉田小学校については37名なんです。来年度、令和2年度37名で、先ほど4名増えるということでございますので41名になるんですかね。令和7年度には28名になるという推計になっております。それから宮床小学校は令和2年度が41名、令和7年度には44名になると。現在の児童数が変わらないという前提ですけれども、そういうふうになっていきます。それから鶴巣については令和2年度67名、令和7年度には46名というふうになりそうであります。それから落合が、令和2年度が33名、令和7年度には24名になっていくということで、これもそれぞれ子育て支援住宅に対する期待も大きいところでありますが、ぜひその辺も含めて進め方を検討していただきたいなというふうに思います。

結局、小規模校の特色ある学校としてのPRをどうするかということが一つと、それから場合によっては、例えば町のホームページに載せる場合に、県外とかそういう人たちがそういうのを見て転入してくる可能性も十分期待できる部分があるんだろうというふうに思います。

そういう意味で、早くからそういうことを何か土台をつくっておいて、早くPRして児童・生徒を呼び込むようなことも考えていく必要があるかなというふうに思うんですが、早めの取組としてぜひお願いしたいと思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

確かに先ほども課題の部分でお話ししましたけれども、やはり県内の各市町村、実施している市町村ですけれども、聞いてみると、特色あることをPRしながら進めてはいるんだけど、なかなか難しい面があるということがあります。

そういう意味で、昨年から各学校の特色ある教育を町の広報紙に載せました。

次年度については、特に小規模校についてを中心にそういう形で広報紙に掲載するというを考えております。と同時に、今申されたホームページ、そんな形を活用して、学校にはホームページがありますから、それぞれにできます。そのために小規模校の校長先生方には特色ある活動、我が校ならではの活動をどんどんPRしてくれというふうなことで話しておりますので、その辺についてはさらに学校と一緒にやっていきたいというふうに考えています。

何よりも大事なことなんですけれども、例えば特認校制度を実施した場合に、各自治体で苦慮していることもありますけれども、逆に成功しているのも国内ではあるんですね。それは学校がやはり子供にとってとても楽しいと、親にとっても魅力的であると。例えば単純なんですね。みんなで考え、みんなでできるようになる学校なんだとか、学校に行くと、校長先生が玄関のところに掲示板を置いて、毎日クイズを出してくれるとか、だから楽しい学校なんだという。やはり子供の目線に立った楽しさなんかを考えることも。ですから、事前のPRプラス行った後の活動が非常に大事なということを考えておりますので、その辺も含めて検討を進めていきたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

おっしゃられたとおりかというふうに思います。やっぱりその特色ある学校をどう理解してもらうかという部分が一番の根拠になってくるんだろうというふうに思います。県内でも浦戸小と互理町の高屋小学校が特認校制度を取っているようでありますけれども、やっぱりホームページに出ていましたけれども、いろんな取組の中身が載っておりました。そういうものをやっぱりほかから見ていただいて、理解してもらって来ていていただくと。そのことによって、さっき申しあげましたように、県外から例えば移住してきたいという方がいれば、子育て支援住宅に入ってもらおうとか、そういうことも十分あり得る話でありますから、そういう部分も含めて早め早めに対策を練っていただいて、実現につながればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時からといたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

くじ引によりまして、任期最後の一般質問の大トリを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

通告に従い、質問をさせていただきます。

台風19号の検証と対策についてであります。

昨年は台風災害が相次ぎ、本町でも台風19号により甚大な被害を被りました。台風19号は東北地方の太平洋側で非常に激しい降雨となり、升沢観測所では既往1位となる総雨量402ミリ、嘉太神観測所でも既往1位となる総雨量386ミリとなりました。

国及び県、町が一体となって河川整備に尽力しているさなか、平成27年関東・東北豪雨以上の甚大な被害をもたらしました。被災地区の災害対応の経験や教訓を被災経験の少ない地区などと共有し、今後の防災対策に生かすことが重要と考えます。災害対応力の強化に向け、徹底した検証と対策を進めるべきであると思えます。

また、災害から命を守るため、最も重要な視点は災害を我が事として捉える当事者意識を住民一人一人が持つことであると思えます。それは災害に強い社会の構築に向けた大きな土台となります。そのためには、防災教育をはじめ住民の避難行動につながるマイ・タイムライン（自分の防災行動計画）や地域における自主防災組織地区防災計画などの自助・共助の取組を促進すべきと考えますが、以下の点について伺います。

1. 台風19号の検証と対策について。 2. 国道4号高田橋から丸古淵橋までの整備

を急ぐべきでは。3. 防災教育として避難行動につながるマイ・タイムライン（自分の防災行動計画）と地区防災行動計画の策定と活用についてであります。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの犬飼議員のご質問でございます。

1 要旨目の台風19号の検証と対策についてでございます。

令和元年10月の台風19号の影響により、東北地方の太平洋側で非常に激しい降雨となり、鳴瀬川水系流域6観測所において、総降雨量が既往1位を観測されました。仙台管区气象台は12日の19時50分に宮城県に大雨特別警報の発表をしたところでございます。

水位につきましては、鳴瀬川流域の鳴瀬川、吉田川、善川、竹林川の16観測所のうち9観測所で観測史上第1位を記録しました。吉田川の落合観測所では観測史上第1位、約毎秒1,300立米の流量を記録いたしました。

本町におきましては、台風19号が大型で非常に強い勢力であるため、本町に近づくと予想される3日前から、まほろばホール、鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンターに非常食や毛布など、避難所に備えた準備や、町道側溝や用水路の水門、農道、林道等の点検など減災に備えた対策を行ってまいりました。

対策本部につきましては、10月12日午後3時に設置し、まほろばホール、鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンターに避難所を開設するとともに、区長や消防団による毎戸訪問による避難誘導を実施いたしました。また、危険箇所の点検等や希望者に対し土のう袋の配布を実施して、台風本体接近に備えてまいりました。

台風が通過中は、大和警察署、北上川下流河川事務所、黒川消防署、大和町消防団からの情報収集と、その情報を基にしまして、冠水した町道等の通行止め、また救助要請に対しましては、黒川消防署と陸上自衛隊大和駐屯地との協力で対応してまいりましたが、1名の貴い命が犠牲になりましたことは大変痛ましいことございました。

台風通過後は各地区の区長から被害発生状況と連絡票、これは区長に年度初めに配っておる様式のものでございますが、その連絡票を基にいたしまして、10月15日には職員5班体制で24名による被害確認調査を実施し、被害状況の確認をするとともに、被害調査を基に県内ではいち早く罹災・被災証明書の交付ができたものと考えます。

さらに、消毒用薬品や石灰、ブルーシートの配布を行い、臨時災害ごみ集積所を設置し、同日にはボランティアセンターの開設、大和町災害対策協力会への応援要請など、東日本大震災や平成27年関東・東北豪雨の教訓を生かした対応がいち早くできたものと考えており、教訓が生かされているものと考えます。

想定外の災害ではありましたが、東日本大震災や関東・東北豪雨、台風19号の対応の経験、検証なども取り入れながら、近年では想定外とは言えないような自然環境となっておりますので、次に来るであろう災害に町民と一緒に備えていきたいと考えております。

そのためには、自主防災組織を中心とした町民、地区民の自助・共助、そして行政の公助との連携、また地域住民の絆を一層深めることが必要であると考えております。

今後もより高い防災・減災を目指していきたいと考えております。

続きまして、2要旨目の国道4号高田橋から丸古淵橋までの整備を急ぐべきではについてであります。

ご質問の国道4号高田橋から丸古淵橋までの区間につきましては、国が直轄管理をする一級河川吉田川の区間であり、この区間を含め国が管理をします一級河川吉田川の上流部につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨による吉田川沿川での床上浸水等の甚大な家屋浸水被害の発生によりまして、国と宮城県が連携し、緊急的な治水対策を行う吉田川床上浸水対策特別緊急事業が採択され、平成29年度より支流の竹林川及び善川への遊水地整備のほか、河道掘削及び築堤事業に着手され、平成4年度までに遊水地事業を含めた完成に向け、現在事業が実施されているところです。

そのような中、令和2年1月には高田地区集会所におきまして、地元住民皆様と河川整備事業に関する意見交換会が国・県・町担当者出席により開催され、国からは河道掘削事業についての説明を頂いたところであります。

一級河川吉田川の全掘削土量は約36万6,000立方メートル計画されており、昨年度末までに完了しております河道掘削土量は約12万3,300立米で、今年度におきましても引き続き舞野地区の舞野大橋から北河原橋付近の河道掘削計画土量を1万7,600立米として実施いただいているところであります。

また、今後の計画では令和2年度に丸古淵橋付近を、高田橋までは令和3年度に完成することを目標として事業を進めると伺っております。

河道掘削の施工内容としましては、川面より上部に堆積しております河川敷地内の土砂の掘削・撤去を行うもので、高田橋より下流区間におきましては現在水が流れておりますところの面積が倍程度になる区間もあると説明を頂いております。

意見交換では、地元住民の皆様より高田橋上流部の県管理区間と併せ、できるだけ早期に完成できないかのご意見もございましたが、国からは河道掘削を上流部先行で実施した場合、下流において狭い部分がありますとその効果が薄れることなどから、下流部から実施することにご理解を頂きたいとの回答がございました。

町としましても、早期に事業効果が発揮される工法により実施いただきたいと考えておりますので、整備手法に関しましては住民の皆様にはご理解を頂きたいと存じます。

なお、町といたしましては地元住民の皆様からの要望を踏まえまして、現在国から示されております河道掘削事業の着手予定時期を早期に実施し完了していただくよう、国に対しまして、国・県、大衡村、大和町において組織しております吉田川上流部治水対策事業調整会議及び幹事会のほか、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会におきまして強く要望していく考えであります。

続きまして、3要旨目についてお答えします。

マイ・タイムラインは住民一人一人のタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取る標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に行動のチェックリストとして、また判断のサポートとして活用されることで逃げ遅れゼロに向けた効果も期待されております。近隣自治体でも、「我が家の避難計画」と題し、ホームページで掲載しております。

また、地区の防災行動計画（タイムライン）につきましても、北上川下流河川事務所において関係する流域市町村のタイムラインを作成し、公表しております。

今後、防災教育の一つとして、本町においても町民一人一人が避難行動につながるマイ・タイムライン（自分の防災行動計画）が作成できるように、本町ホームページに掲載し、各種会議等での説明は、紹介などを行うほか広報「たいわ」でPRに取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長（馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

まず、1件目の台風19号の検証と対策について質問をさせていただきます。

まず、被害調査を基に県内ではいち早く罹災・被災証明書の交付ができたという、

これも大いに評価させていただきたいと思いますし、臨時災害ごみの集積所の設置、またボランティアセンターの開設、あと大和町の災害協力隊の方が本当にいち早く動いていただきましてごみの収集をしていただきました。本当に教訓が活かされているものと考えるところでしたけれども、本当にこの点は大いに評価をさせていただきたいと思います。

その上で、災害対応の検証をさせていただきたいと思うんですけれども、町の防災計画の260ページのところに基本方針と、また様々7までありますけれども、まず1つ目の基本方針におきまして、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や町民一人一人の防災意識の向上と防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資するとあります。

この第4の中に、検証の対象、7つの団体がありますが、4つ目の町民と5つ目の自主防災組織、また7つ目のボランティア団体がありますが、まずは検証の対象として、町民にはどのように検証されたのかを伺いたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町民にどのようにということですが、こういった状況につきまして広報等で状況をお知らせしております。お話があったとおり、そういった災害ボランティアの活動、あるいは協力隊の皆様方のご協力、そういったことを評価いただきましたけれども、全体ではという言い方はおかしいんですけれども、速やかな対応ができたというふうに我々も思っております。そういったことについて、そういったお知らせをする、あるいはその確認をするといいますか、区長さんたちに。そういったことでやっているところでございます。

町民全体にお集まりを頂いて検証をということはなかなかできないところでございますので、そういった区の代表の方々と話し合う、そういったことを区から伝えていただく、そういった形での町民に対する検証といいますか、そういった形の取り方になるかというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

5番目の自主防災組織についての、この検証の対象が5番目には自主防災組織とありますが、この辺はどのように検証されたのか、これも伺います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

自主防災組織、各地区でございますので、これも区長さんも中心になっておられるわけでございます。先ほど申し上げた中と同じ形になりますけれども、そのことが結果的に自主防災にも広がっていくのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

7番目にボランティア団体とありますが、ボランティア団体、どのようにこれは取り組まれていったのかお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ボランティア団体といった場合に、取りまとめは社協でボランティアの窓口をやっております。社協のスタートも今回につきましては周りの方から評価を頂いておりますけれども、大和町の場合は素早いその対応、あるいは配置、そういったことにもよったという評価、ほかの県の方々からも受けております。そういった中で、社会福祉協議会の中でそういったものの評価があつて、それぞれ検証しているというふうに思います。

ボランティアグループって、いろいろなグループがあるというふうに思っております。

すので、全ての方々にボランティアというグループにということはなかなか難しいんですが、要するにボランティアといった場合には、今回の場合は社協で取りまとめたボランティアの方が主になると思いますが、その中で検証されているというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

このボランティアの方々には本当にたくさんの方々に入っていて、地元の、我が家も含め被災したんですけれども、本当に皆さんありがたく感謝をされておりました。

5番目に検証手法とありますが、この検証手法の中にアンケート、またヒアリング調査とありますが、この点は、アンケートとかヒアリング調査とかされたのか、またはされなかった場合、今後どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ヒアリングにつきましては、保健師が県の応援を頂きまして、被災された方々のところに回って被災の状況のヒアリングといたしますか、指導も含めてやっております。

アンケート調査というのはまだ具体にはやっておらないところでございますが、そういったことについてはどういった方法があるのか、そういったことが手法には書いてありますが、それを全てということではなく、そういったことでということでございますので、それを一つ一つ全てやっている状況ではございませんし、その災害によっていろいろ考えなければいけない。あと、トータル的にこれまでの全体を見て、アンケートを採るとかということはあるかもしれませんが、その都度のアンケートというのはなかなかまだ取っておらないということでございます。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

被災された皆様の意見を聞いて、それを防災計画に生かすことが大事だと考えますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

第7の中に災害教訓の伝承とありますが、この被災したところの何が必要だったとか、何が足りなかったとか、事前にこういうものは準備すべきだったとか、被災して、また経験して分かったこととかいっぱいあると思うんですけども、そういうのを被災した地区の方から、ほかの被災されていない、例えば防災組織の方々とか、研修とか勉強の場を設けるべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういった情報の共有といいますか、そういったことも必要だということで、昨日の一般質問にもございましたけれども、自主防災組織のもう一つ上の組織といいますか、そういったことが必要であろうというご意見がございました。そういったことで我々もそう思っております、区長会の中にそういった組織をつくって、そういった中での検証をやっていこうということでもあります。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

やはり災害を忘れない、また語り継ぐことが大事だと思うので、地域の課題、それぞれの地域で課題が違うと思うんですけども、風水害も激甚化しておりますので、本当にこの災害を生かしていただきたいと思ひます。

次に、2件目の国道4号の高田橋から丸古淵橋までの整備を急ぐべきではに移らせていただきますが、意見交換会を1月8日に、国から、また県、町からも入っていただきまして、地元住民の方々と約80名の地元の方々に来ていただきまして交換会をさせていただいたんですけども、やはりこの高田橋から丸古淵橋まで、ここが一番の物すごい蛇行になっていますし、川幅が狭い、ここをとにかく早くやってほしいとい

う地元の皆様の意見でありました。

このところなんですけれども、警察署、また消防署も被災しまして、浸水しまして、あそこの事業所一带が水害になったわけなんですけれども、ある事業主さんがこの1月8日の説明会のご案内に行ったときに、もう既に平成27年の関東・東北豪雨と、また昨年の台風19号の2回浸水している。3回浸水したら、もう撤退を考えているという事業主さんもおりました。また、2か月開けないでちょっと様子を見ていたという事業主さんもおりましたが、この点はどのようにお考えになりますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業主さんが心配されているということだというふうに思いますけれども、そういったことがないように、今盛んに工事を進めておるところでございますので、ご心配をおかけしますけれども、一日も早い工事をするようにこれからも国・県のほうに働きかけてまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ここの回答にも、吉田川上流部治水対策事業調整会議及び幹事会のほか、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会におきまして、強く要望していく考えとありましたが、本当に強く強く要望していただきたいと思います。

これを要望しまして、3要旨目に移らせていただきます。

3要旨目の防災教育として、避難行動につながるマイ・タイムラインと地区防災行動計画の策定と活用についてであります。地区の防災行動計画については北上川下流河川事務所において関係する流域市町村のタイムラインを作成し、公開している。

また、防災教育の一つとして、本町においても町民一人一人が避難行動につながるマイ・タイムラインが作成できるように、本町のホームページに掲載し、また広報「たいわ」などでPRに取り組んでいきたいとありますが、ホームページを見られない方もいられるわけなんですけれども、こういう見られない人のためにまたしっかり

と、例えば策定したとしてもしっかりと勉強会をしていかないと自分の身には入らないと思うんですね。作成しただけではなく、やっぱり生かすことが大事だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったことが大切なんだと思います。

公開の方法といいますか、それについてはホームページだけではということがあります。確かにそういうことがあると思います。広報とかそういったこともあるのかなというふうに思っております。

勉強とかそういったことにつきましても、ここにあるとおり、マイ・タイムラインというのは何かこういうひな形があって、自分で入れて書き込んで作るようなものがあるというふうに聞いておりました、そういったものをひな形を載せようかなというふうに思っていました。それらについて、先ほども申しましたけれども、いろいろPRをしながら、紹介をしながら、紹介するということについてはこういうことが必要だからという勉強会になるというふうに思っておりますので、そういったことも含めながらこういった形で説明会、紹介、広報でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

大和町の防災ガイドブック、とてもすばらしくカラーで相当経費もかかっているのではないかと思います。配布の際も、月初めに来るのと一緒に配布になりまして、私も危なく見逃すところだったんですけども、多分一緒に重なって来ると見逃がしている方もいるのではないかなあとすごい心配をするんですけども、やはり今言ったように、自主防災組織とか、あと様々な場所で勉強会などをして、せっかくカラーで作っていただいたので、そういう活用をぜひ進めていただきたいと思います。

その中で、26ページと28ページにタイムラインがカラー刷りですごく分かるように

載せていただいております。

この中で、よくマスコミ報道でも台風19号の際にも報道もしていたんですけども、避難準備とか、あと避難勧告とか避難指示の意味がよく分からないと。その違いは何だろうと、そういう報道もありました。やっぱり理解できるように、また活用されるように町民に分かるように教えていただきたい。そういう場を設けていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

様々な勉強会とかそういったものにつきましては、地区で防災教育とかをやっているわけでございますから、そういったところのお集まりがあつて説明をということであれば、町のほうで出前ではありませんが、行ってご説明を申し上げたいというふうに思っております。

地区防災組織がせつかくあるわけございまして、そういった形で今一生懸命やっておりますので、言葉とかそういった分からないことについては遠慮なく質問してもらえばというふうに思いますし、こういったことを勉強したいので、この辺が分かんないので、来て講座をなさいというのであれば、それは町のほうでお邪魔したいと思います。全部一斉にとすると、なかなかまとまるといってもできないところもありますので、それは地区ごととかそういった形でやっていただければというふうに思っておりますので、議員の皆さんからも地区のほうにそういったご案内といいますか、していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

ぜひ積極的に町のほうからも呼びかけていただきたいなと思います。

避難の際の大郷の例が河北新聞に載っていたんですけども、皆様も読まれたと思うんですけども、犠牲者ゼロの大郷の中粕川で地区住民の9割が避難をしたという報道がありました。なかなか避難をされない我が地区も、ほとんどではないんですけど

れども、自宅に残って、本当に避難する人が少なかったんですけれども、長年水害に悩まされてきた経験から住民の防災意識が高く、吉田川の堤防決壊という大災害に遭いながら、犠牲者は出なかった。避難時は自宅前に目印の旗を掲げるとの取組も実行されて早期把握の一助になったということで、ぜひこういうのも勉強会の際に呼びかけていただきまして、自主防災組織で積極的にこういうのもやっていたらいいなと思いますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
大郷の例は聞いております。旗を立てて、そういった形は大変いいことだというふうに思います。

そういったことを町でということもあるのかと思いますけれども、議員皆さんから地域の方々に鍵をかけてもらうとか、あとはしっかりやってもらうとか、町もやることはやりますけれども、そういったことについてみんなでやっていくということでございますので、町が町がではなくて、その意識が大切なんだと思うんですね。自主防災、そしてさっきも自分たちでやっていくということ、そういった意識をみんなで持つことが大切だと思いますので、町も一生懸命やってまいりますけれども、そういった地域の方々、地区の防災組織の方々、そういった方々にそういった意識を持ってもらうように、議員のほうからもお話いただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

職員の皆様は本当に徹夜で作業に当たられたということはお聞きしております。その辺、本当に感謝しております。町と住民が一体となって災害に強いまちづくりに取り組んでいかれますように、総括的な意見がありましたらお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼さん、もう一回ちょっと。

3 番 (犬飼克子君)

総括的にこの災害に対してのご意見があればお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

総括的にということでございますけれども、災害は本来なけなければならないようにするべきが一番だというふうに思います。

したがって、そういった工事も進めているところでございます。しかしながら、そういうのがあった場合には、町が中心になってということがありますけれども、自助・公助・共助ということで、町のできる役割、住民の皆さんにやっていただく役割、そういったことをみんなが意識してやっていかなければいけないということだと思っております。その意識をみんなして平等に持っているかというところがまだまだいろんなところで足りないところがあるというふうに思いますので、その辺については町もしっかり取り組んでまいりたいと思いますし、あと住民の方々のご協力、議員の皆様方のご協力も頂きながら、より安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

2件目の質問に移らせていただきます。

災害備蓄品に液体ミルクをであります。

気仙沼市は公共施設に備蓄している災害備蓄品として、新たに乳児用の液体ミルクを加えました。沸騰した湯に溶かし、冷ますミルクと違い、哺乳瓶に注ぐだけで飲めるため、災害時に効果を発揮いたします。

県内の自治体で液体ミルクを備蓄品に入れるのは初めてであります。賞味期限は1年で、購入費は約5万円、期限が切れる二、三か月前に入れ替えて、古いミルクは希

望する市内の保育所に配る予定ということであります。

本町においても災害備蓄品に液体ミルクを備蓄してはどうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、災害備蓄品に液体ミルクをについてお答えをいたします。

災害時には避難所等や自宅での慣れない生活環境により、心身の健康に影響が生ずることが想定されます。特に妊産婦や乳児につきましては、心身の負担が大きくなることと併せて、断水や停電等により授乳に当たっての清潔な環境等が確保できない可能性も考えられます。

国におきましては、被災者の命と生活環境を守るために不可欠な物資として、育児用ミルク、この育児用ミルクは粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、この育児用ミルクや哺乳瓶等をプッシュ型で支援することとしています。授乳に当たっての環境の整備や授乳中の女性への支援について、とりわけライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクを母子の状況等に応じて活用いただくとともに、平時から育児用ミルクや使い捨て哺乳瓶、消毒剤等の授乳用品などの母子に必要となる物資の備蓄も進めてまいりたいと考えており、令和2年度からの導入に向けまして、さきに導入しております自治体等を参考にしながら導入してまいります。

なお、災害のために備蓄した育児用ミルクについては、賞味期限の間近になった育児用ミルク等は保育所等の施設で給食等の食材として活用していきたいと思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

満額回答でありますので何も言うことはありませんが、1点だけお聞きさせていただきます。

物資の備蓄も進めていきたいと考えて、令和2年度からの導入に向けてということ

でよろしくお願ひしたいと思ひます。また、賞味期限が間近になつたミルクも給食等の食材として活用していくということで、本当に期待をさせていただきます。

令和2年度から導入ということで、大体いつ頃から、またどれくらいの数量を見込まれているのかだけをお聞きしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
細部につきましては、危機対策室長がお答えします。

議 長 (馬場久雄君)
総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 (蜂谷祐士君)

それでは、犬飼議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

数につきましてはでございますけれども、まだ正確な数というわけではございませんが、気仙沼市の参考にいたしますと30人分の3日間、数も1日3回という形ですと、270個くらいかなという形で考えております。以上でございます。

時期につきましても、災害等は主に台風時期もございますので、その前には確保、準備をしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

270個、台風の前ということでありましたが、過去に5月頃に雨と雪解けの水で被害があつたことがありますので、ぜひ早めの備蓄をご期待申し上げます。

3件目に移らせていただきます。

園児の睡眠中の事故を防ぐ見守り機器購入費の補助についてであります。

保育現場での乳児の睡眠中の事故を防ぐため、広島県の府中町では、今年度から子供たちを見守る機器を導入するところに購入費の一部を補助する制度を始めました。

この危機は、乳児の体の動きや体勢をセンサーで自動検知する乳児の衣服にバッジのようなセンサーを取り付け、睡眠中の体の向きなどがタブレット端末に自動で記録される仕組みであります。うつ伏せの状態が続いたりすると、警告が出て知らせてくれます。同園ではこれまで、保育士が5分間隔で乳児の様子を確認し、紙で記録をしていました。同町は今年度機器の購入費に対し、1施設当たり最大25万円を補助する制度を創設しました。事業者は国の補助と合わせて最大50万円の助成を受けられるといます。

本町においても導入をして、保育士の業務負担の軽減を図るべきではないでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、園児の睡眠中の事故を防ぐ見守り機器購入費の補助についてのご質問でございました。

広島県府中町において導入した見守り機器については、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用して導入したものです。

この支援事業につきましては、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保など、総合的な支援を行うもので、一例では保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画記録や保護者との連絡、子供の登降園管理など、業務の一部をICT化するものなどがあります。

今年度に新たに安全かつ安心な保育環境の確保を図るため、ビデオカメラの設置や午睡チェックセンサーなどの備品購入に対して補助事業が追加されております。

広島県府中町に導入の背景を伺いますと、認可保育園からの要請で導入を検討し予算化したそうで、町内6施設中3施設が導入したそうです。

大和町においても導入してはどうかという質問については、この補助事業につきましては、カメラの設置については1園当たり10万円、備品購入については児童1人3万円までが上限となり、見守り機器についても1台当たり10万円から20万円くらいとのことで、ゼロ歳児から2歳児まで整備することとなると保育事業者にも多額な負担が生じてしまいますことから、保育事業者の意向も確認しつつ検討してまいりたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

この補助金設置の背景には、乳幼児突然死症候群のリスクを低減させるための補助金の設置であります。

平成30年に内閣府が発表したデータによりますと、平成27年から29年までの3年間に全国の保育施設で35件の死亡事故が起きています。原因は睡眠中のうつ伏せ寝が31%だそうであります。睡眠中のうつ伏せ寝以外の体位不明含むも入れますと40%で、睡眠中に亡くなった子供の合計が全体の7割を超えているそうであります。

こうした事故対策として、午睡時について、0歳児は5分に1回、1歳から2歳は10分に1回のチェックが推奨されております。保育士の業務の量の軽減も叫ばれており、児童の安全と保育士の業務の軽減を鑑みて、厚生労働省では保育園における児童の安全対策強化の一環として、ベビーセンサーと呼ばれておりますけれども、この導入を推奨されているそうであります。

そして、この金額も、今出されましたけれども、これはバッジのようなもの、府中町ではバッジのようなものをつけてとありましたけれども、様々今開発されているそうでありまして、敷き布団の下に置くと一度に6人の呼吸を同時に見守ることができる保育園向けのベビーセンサーも今製品化されているそうであります。呼吸数の低下や呼吸数が上昇したときにアラートで知らせることができる製品も販売されているそうでありますので、この事業者の意向も確認しつつとありますが、ぜひこういうのもありますよという情報提供もしていくべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

こういったものの導入につきましては、そういった製品があるということと同時に、現場の方々、先生方のお考えが大切だというふうに思っております。こういったもの、そんなことを言っただけは失礼かも、どこまで信用するのみたいなことだってあるわけだと思いますし、結果的にはそういったことで信頼できるものを提供しなければいけま

せんので、そういったことについても十分検討する必要があるのではないかというふうに思っております。

保育士さんの負担が軽減されるということ、そういったことについては大変そういったことは大切だというふうに思っておりますが、そういった安全面とかそういったことも十分に検討しながらのものでなければいけないというふうに考えておりますので、そういったことについて、慎重にといたらあれかもしれませんけれども、そういった慎重さ、そういった意味での慎重さは非常に大切ではないかというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)
本当に保育士さんの業務量が相当なものだとお聞きしております。ぜひこの負担軽減に向けて進んでいくことがいいのではないかと考えまして今回の質問をさせていただきました。

今、意見をお聞きしましたが、また最後に総括的なご意見があればお聞きをして一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
今、3問目に対する総括ですか。

3 番 (犬飼克子君)
はい。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
保育士さんの仕事は大変なことだというふうに思っております。そういったことで負担の軽減ということ、できるだけそういった負担を少なくということは大切なことだというふうに思っております。

それともう一つ大切なことは、子供たちの安全であります。機械等についても信用していないとかという問題ではなく、そういったものについては、取り入れるにしても十分なそういった安全性とかも確認していかなければいけないと。子供さんの安全・安心を守るのがまず第一でございますので、保育士さんの仕事の負担の軽減も併せてでございますが、そういったものを併せてこういった事業には取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）
以上で質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）
以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
お諮りします。
議事の都合及び予算特別委員会の予算審査のため、3月6日から3月11日までの6日間は定例会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月11日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会し、休会とします。

再開は、3月12日の予算特別委員会終了後といたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時49分 延 会
